

# 市議会・選挙



大津市ホームページ  
最新情報はこちらから!



## 市議会

市議会は、選挙によって市民のみなさまに選ばれた代表者(議員)で構成され、条例の制定・改廃、予算の議決など市の主要な意思を決定する議決機関です。

議会の会期はほぼ1年間で(通常議会)、その間に通常会議が年4回開かれ、必要に応じて特別会議も開かれます。

### 市議会の傍聴

本会議や委員会は、どなたでも傍聴できます(議場傍聴席は市役所本館4階から入場いただけます。)

また、市役所の新館ロビー、戸籍住民課や税の窓口を設置しているテレビでも本会議をご覧いただけます。

### 市議会の広報

#### ● おおつ市議会だより

市議会の活動の様子をお知らせするため、主に通常会議ごとに発行し、各世帯に配布しています。本会議における質問や議案、請願の審査結果などを掲載しています。

#### ● 声のおおつ市議会だより

目の不自由な方のためのCDによる音声版おおつ市議会だよりをお届けしています。

#### ● テレビ放映

びわ湖放送で7月に「新正副議長にきく」、12月に「各常任委員長にきく」を放映しています。

#### ● 大津市議会ホームページ

本会議の生中継と録画映像の配信、議員名簿、会議録、議会の日程など、市議会のさまざまな情報をご覧いただけます。

#### ● メール配信

議会の日程のほか、市議会の情報をいち早くお届けします。ホームページから「メール配信登録」へアクセスしてください。

#### ● 大津市議会局フェイスブック

市議会の動きや取組みなど、さまざまな情報を、議会局職員目線で発信しています。

#### ● 大津市議会YouTubeチャンネル

大津市議会に関するニュースを多数配信しています。



詳しくは 議会局

☎ 528-2640  
FAX 521-0409

## 選挙

### 選挙権

満18歳以上の日本国民は選挙権があり、投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。大津市に居住し、住民基本台帳に引き続き3か月以上記録されている方は、大津市の選挙人名簿に登録されます。

### 被選挙権

立候補する選挙によって年齢資格要件が異なります。

- 満25歳以上 衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員
- 満30歳以上 参議院議員、都道府県知事

※禁錮以上の刑に処せられ執行中等の理由により選挙権及び被選挙権が停止される場合があります。

### 登録制度

#### ● 定時登録

市の選挙管理委員会が登録資格がある方を、毎年3月、6月、9月、12月の1日を基準日として、選挙人名簿に登録します。

#### ● 選挙時登録

選挙が行われる場合、日を定めて登録資格がある方を選挙人名簿に登録します。

### 期日前投票・不在者投票

投票日に仕事に従事したり、法事、旅行等で選挙当日投票所に行けない場合は、公示又は告示日の翌日から投票ができます。また、重度の身体障害者の方等で法律の規定に該当し、投票所に行けない場合、郵便等による不在者投票ができます。

### 在外投票

国外に居住する日本国民に選挙権行使の機会を保障する制度(国政選挙のみ)があります。

### 選挙QandA

Q. 7月4日公示7月21日投票という参議院選挙があった場合、他市町村から大津市への転入届を4月5日に出した人は大津市内の投票所で投票できるか。

A. 選挙時登録は公示日の前日に通例行われるため、上記の場合、7月3日現在で引き続き3か月以上大津市に居住している方が大津市の選挙人名簿に登録されます(4月3日以前から大津市に居住されている方が対象です)。したがって、大津市への転入届を4月5日に提出された方は、大津市内の投票所では投票できません。

※この場合に投票する方法としては、転入元の市町村に一旦戻って投票する方法、不在者投票により投票用紙等を転入元の市町村から取り寄せて大津市内の不在者投票所において投票する方法等があります。

※選挙時登録の日は選挙によって異なりますので、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

Q. 投票所入場整理券(選挙の案内ハガキ)をなくしてしまったが、投票できるか。

A. 選挙人名簿に登録されており、選挙権があることが確認できれば投票所入場整理券がなくても投票できます。

※期日前投票所はいずれの投票所でも投票できますが、選挙当日の投票所は、選挙人名簿に登録されている投票区の投票所でのみ投票できます。どこで投票すればよいか不明な場合は、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

詳しくは 選挙管理委員会事務局 ☎ 528-2650

